

仕様書

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

(担当 塚本、山本 電話 691-3158)

件名	(単価契約)一般廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂の収集運搬
実施場所	南部土木みどり事務所(京都市南区東九条下殿田町70番地2)
予定数量	収集運搬業務:4日 ※予定のため、変動することがある
契約期間	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
契約条件	<p>1 総則</p> <p>受託者(以下「乙」という)は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)、労働基準法及び労働安全衛生法等を遵守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>2 業務内容</p> <p>南部土木みどり事務所のストックヤードにある一般廃棄物及び産業廃棄物(コンクリートガラ等)並びに土砂の収集運搬業務を行う。</p> <p>(1)作業条件</p> <p>ア 収集運搬する一般産業廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂の積込み作業は、乙が行うこと。ただし、積込みについては、当事務所所有のホイールローダを使用することも可能である(操作に当たっては、小型車両系建設機械特別教育の資格を要する。)が、緊急時には、自社所有の代替のホイールローダを準備できること。使用に際しては、双方で協議する。</p> <p>イ 収集運搬業務の作業日における作業時間は、開庁時間内を基本とし、別途協議する。</p> <p>開庁時間:8時30分から17時15分</p> <p>ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、当事務所担当者への聞き取り、現地確認を行い、必要な車両、人員を確保すること。</p> <p>(参考)4tダンプ車等 1台、作業員 1名</p> <p>エ 乙は、収集完了後、収集地点を清潔に保つよう心掛けること。</p> <p>オ 乙は、産業廃棄物収集運搬業許可証に記載の収集運搬に基づき適正に収集運搬すること。</p> <p>カ 乙は処分場において、搬入された一般廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂を適正な方法で計量すること。</p> <p>キ 他事業所等や委託事業者の廃棄物等と混載して収集運搬しないこと(当事務所の廃棄物の収集運搬に限る)。</p>

ク 乙は、収集運搬業務の実施にあたり、必要なことについては協議のうえ、京都市（以下「甲」という）の指示に従うこと。

ケ 1日の収集運搬上限回数は4回とする。

種 類	搬入先
燃やすごみ	京都市南部クリーンセンター 京都市東北部クリーンセンター
コンクリートガラ	別途甲が契約する処分先
土砂	京都市埋立事業管理事務所

※ ケに記載した回数の内訳(種類・搬入先等)については、甲乙協議のうえ、調整すること。

コ 積載重量及び交通法規を遵守すること。

サ 南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンター、京都市埋立事業管理事務所に搬入の際には、各施設の搬入カード又は搬入用紙を受け取ってから運搬すること。

シ 南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンター、京都市埋立事業管理事務所に搬入の際には、乙が搬入の申込みを実施すること。

ス その他これ以外について、必要なことは、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うこと。

(2)受託者の条件

ア 乙は、収集運搬する産業廃棄物を対象とした廃掃法に基づく産業廃棄物の収集運搬の許可を持つものであること。

イ 一般廃棄物の収集・運搬については、廃掃法施行規則 第二条に基づくこと。

ウ 使用する車両については、自社所有の営業用とすること（車検証写し要提出）。

3 履行確認等

乙は、全ての業務の完了後に、完了届を甲に提出すること。

(1) 乙の過失等により、南部土木みどり事務所の施設及び車両等に損傷を与えたときは、乙の責任において原状に復旧や損害賠償をすること。

(2) 契約解除を行う場合は、甲乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた一般廃棄物及び産業廃棄物並びに土砂については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。

契約条件

契約条件

- (3) 甲は、処分場及び搬入先に、立会いによる履行の確認を求められることができるものとする。乙はこれを拒むことはできない。
- (4) 契約期間は、甲が乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことはできない。
- (5) 産業廃棄物（コンクリートガラ等）の収集運搬について、処分先は甲が別途委託契約を締結するものとし、その際、契約書には産業廃棄物の収集運搬業許可証の写しを添付するものとする。
なお、この業務の履行については、京都市建設局指定のマニフェストの様式を使用して提出すること。
- (6) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに甲乙間で協議すること。
- (7) 予定数量は過去の実績等によるものであり、大幅な増減が生じても本市は何ら補償しない。
- (8) 見積書は、搬入先の別なく1日あたりの単価（税別）を記載すること。

(例) 年 月 日

見積書

京都市長 様

住所

社名

代表者

印

タイトル： ただし 庸車代金として

品名	数量	単価	金額
4 t ダンプ	4	〇〇	〇〇
作業員	4	〇〇	〇〇
合計			〇〇

履行確認印	

完了届

(あて先)

京 都 市 長 様

下記の委託について、完了したので報告します。

1. 委託名

2. 処分完了日 年 月 日

3. 処分量

4. 受託金額

5. 提出先 京都市建設局 南部土木みどり事務所

年 月 日

受 託 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名